

はだのブランド認証基準

はだのブランド認証要綱（平成24年4月1日施行）第5条第1項の規定によるはだのブランド認証基準は、以下のとおりとする。

（認証対象）

- 1 はだのブランド認証品は、はだのブランドの定義である「「丹沢の杜、名水のまち」で育まれたことを強く感じられ、全国から求められる秀逸な商品」とする。なお、ここでいう商品とは、はだのブランド認証要綱第3条で定義する対象商品を指す。

（品質基準）

- 2 はだのブランドの認証に当たっては、次の品質基準を満たしていること。

（1）原材料

発ガン性物質、中毒性物質や環境、生命、健康等へ悪影響を及ぼすことが確認された物質やそれを含む原材料を使用していないこと。

（2）構造

ア 人体の安全を最大限に配慮した構造で、容易に破損するような構造でないこと。

イ 社会通念上妥当な使用条件及び使用期間において必要な強度と耐久性をもつこと。

ウ 大量生産する場合にも生産品質が安定していること。

（3）表記

法規に適合する表示（例：家庭用品品質表示法）及び各業界の自主ガイドライン（例：社団法人日本玩具協会玩具安全基準）に準拠する表示をはっきりと、誤解を生じないように行うこと。

（4）関連法規・業界自主ガイドライン

ア 商品に関連する法規及び各業界の自主ガイドラインの基準を満たすこと。

イ 薬事法に該当すると想定される商品は、同法に適合すること。

ウ PL法対象製品についてはPL保険に加入していること。

（条件審査の基準）

- 3 条件審査においては、次の項目の適合性について審査する。

- （1）申請者が、その事業活動において、法令違反や税の滞納等、コンプライ

アンスに違反する状況になく、はだのブランド認証品を取り扱う事業者としてふさわしい者であること。

- (2) 申請品が、はだのブランドの定義である「丹沢の杜、名水のまち」で育まれたことを強く感じられる商品等であること。

(認証審査の基準)

4 認証審査においては、次の項目について評価し、総合的に審査する。

- (1) 申請者が、真に秦野にとって良いことを願う心としての秦野魂を持つとともに、秦野の地域活性化に意欲を持つ事業者であること。
- (2) 申請品が、希少性、独自性、新規性、デザイン性等の観点から、流通、販売段階で圧倒的な優位性があること。
- (3) 申請品が、高い信頼性を持ち、知的財産を重視する等、その質の高さを維持、向上するための取組や裏付けがあること。
- (4) 申請品が、将来にわたり、継続的かつ進化（アップデート）可能な生産又は販売が見込まれ、持続可能な発展性を有していること。
- (5) 申請者が、市場の動向に応じたマーケティング戦略（市場ニーズの把握、商品開発、販路開拓、価格設定、販売促進等）を立案し、具体的な取組を行う意思決定力と組織力をもっていること。
- (6) 申請品又は申請者が、秦野の風土に根差した伝統的価値やストーリーを有していること。
- (7) 申請品又は申請者に、観光、産業、雇用など地域への貢献が認められること。
- (8) 申請品が、年齢、性別、人種を問わず、受け入れられる多様性を有していること。
- (9) 申請品が、全国から求められる秀逸な商品と認められること。
- (10) 申請品が、はだのブランドの定義である『丹沢の杜、名水のまち』で育まれたことを強く感じられるものであること。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

(はだのブランド認証基準の廃止)

- 2 はだのブランド認証基準（平成24年4月1日施行）は、廃止する。